

環境配慮推進状況評価表（事業種類別）

部局名：都市整備部（八潮新都市建設事務所）

事業種名：1 市街地の整備

1 取組の概要

（各部局における埼玉県環境配慮方針（埼玉県環境保全率先実行計画）～公共事業関連～に基づく環境配慮の推進状況の概要を記述する。）

市街地の整備にあたっては、主に次の事項により環境配慮方針の具体化に努めているところである。

1 建設副産物の再利用、再資源化を推進すること

2 主な成果

（特に成果を上げることのできた環境配慮の内容を事例を用いて記述する。）

工事に伴い発生するコンクリート殻等については全てリサイクルするように努めた。

3 今後の方針

（環境配慮の充実に関する各部局の今後の考え方を記述する。）

環境配慮の充実に資するため、従前の取組みを継続、発展させるとともに、新たに取り組むことができる事項を常に把握し、速やかに実施する方針である。

4 課題

（環境配慮の充実のために解決が必要と考えられる課題があれば記述する。）

特になし。

5 事業一覧

（様式第1号により個別評価を行った事業を列挙する。）

別表-2のとおり

別表2

個別評価事業一覧

事業年度：令和2年度

部局名：都市整備部（八潮新都市建設事務所）

事業種名：市街地の整備

番号	事業名	配慮事項・段階	該当チェック数	実施チェック数	環境配慮実施率	総合評価
1	八潮南部西一体型特定土地区画整理事業	施工段階	25	25	100	5
	合計		25	25		

環境配慮推進状況評価表(事業別)

部局名 都市整備部

課・所・室名 八潮新都市建設事務所

事業の種類	1 市街地の整備	事業名	八潮南部西一体型特定土地区画整理事業
事業の規模	99.1ha	実施場所	八潮南部西地内
計画期間	平成9年度～令和6年度	段階	設計・実施段階
<p>事業の概要：</p> <p>この事業は、つくばエクスプレス沿線地域である八潮市の南部地区において、「大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法」に基づき、一体型特定土地区画整理事業を実施するものである。これにより、都市基盤の整備（道路、上・下水道、公園、調整池等）や交通利便性の高い、良質な宅地の供給を行うものである。</p>			

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・工事に伴い発生するコンクリート殻等については全てリサイクルするように努めている。
- ・公園及び幹線道路の緑化に努め、樹種は郷土種の採用に配慮している。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

1. 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
2. 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進										
個別事項	① 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	○	○	○	○	○	-	-	
	② 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○	○	○	○	-	-	
	③ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○	○	○	○	-	-	

基本方向 2			市街化進捗別			配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり			既成市街地	進行市街地	新市街地	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・実施段階	該当	実施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進										
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	○	○			○	✓	✓	1-4②
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		○	○			○	✓	✓	1-4①
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	○	○			○	✓	✓	1-4③
	④ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。	○	○	○			○	-	-	
	⑤ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。	○	○	○			○	-	-	

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全										
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○	○	○	○	○	✓	✓	1-3②③④
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○	○	○	○	○	-	-	1-3③④
	③ 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	○	○	○	○	○	✓	✓	1-3①
	④ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	○	○	○			○	-	-	2-4⑤
	⑤ 地盤沈下対策を適切に実施する。	○	○	○			○	✓	✓	1-2④
	⑥ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。	○	○	○			○	✓	✓	1-2④

基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止									
個別事項	① 水質等の保全を図る。	○	○	○	○	○	✓	✓	1-2②
	② 地下水汚染防止対策に努める。	○	○	○	○	○	✓	✓	1-2②
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全									
個別事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。	○	○	○	○	○	✓	✓	1-2③
	② 環境対策型建設機械の採用を図る。	○	○	○	○	○	✓	✓	1-2③
	③ 幹線道路の沿道については、騒音に対して緩衝効果のある緑地や建物の誘導を検討する。	○	○	○	○	○	✓	✓	1-2①
	④ 中高層建築物について、電波障害の発生の抑制に努めるとともに、障害対策の実施に当たっては、都市型CATV等の活用を促進する。	○	○	○	○	○	—	—	1-5①
	⑤ 日照障害の緩和のために、地区計画等の活用を促進する。	○	○	○	○	○	✓	✓	1-5②
	⑥ 幹線道路や鉄道の沿線については住居専用系以外の用途指定地域の採用を検討する。	○	○	○	○	○	✓	✓	1-5③
	⑦ 高層建築物について、風害対策の施設の設置を促進する。	○	○	○	○	○	—	—	1-5④
基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進									
個別事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	○	○	○	—	—	

基本方向 5		市街化進捗度別			配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		既成市街地	進行市街地	新市街地	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・実施段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進										
個別事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○	○	○	○	○	✓	✓	2-5⑨
	② 貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○	○	○	○	○	○	—	—	2-5③⑩⑪
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	○	○	○	○	✓	✓	2-5①②⑤⑥⑦⑧

基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成										
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○	○		○	○	—	—	2-2④
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。	○	○	○		○	○	—	—	2-2④

実施率	合計	
(b/a (%))	(a)	(b)
100%	25	25
総合評価	5	

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率(%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。